

なお、重要な事項は大学ホームページにも掲載しているが、これはごく一部にすぎないので、必ず掲示及び大学ポータルサイト（G-Port）を確認すること。

教務関係の掲示場は次のとおりである。

- (1) 北1号館西側掲示場 法学部・経済学部・文学部専門科目、教職に関する科目・博物館に関する科目・総合基礎科目、大学院科目（自然科学研究科を除く）、法科大学院（法務研究科）科目
- (2) 理学部南7号館掲示場 理学部専門科目、自然科学研究科科目
- (3) 北1号館ピロティ南側掲示場 スポーツ・健康科学科目

8. 試験について

定期試験期間は、年度によってやや異なるが、おおよそ学期末試験を7月中旬から下旬にかけて、学年末試験を1月下旬から2月上旬にかけて各々実施する。なお、授業科目によっては、この期間外に実施するものもある。定期試験の時間割は1～2週間前に掲示によって発表する。

1. 試験実施時間

時 限	試 験 時 間	備 考
第1時限	9:00～10:30	< 60分で試験を行う授業科目 > 総合基礎科目（外国語科目およびスポーツ・健康科学科目） < 90分で試験を行う授業科目 > 専門科目 総合基礎科目（外国語科目およびスポーツ・健康科学科目以外） 教職に関する科目・博物館に関する科目 < 90分または120分で試験を行う授業科目 > 法科大学院科目
第2時限	10:50～12:20	
第3時限	13:10～14:40	
第4時限	15:00～16:30	
第5時限	16:50～18:20	
第6時限	18:40～20:10	

※気象に関する警報が発表された場合、自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合の措置については、授業と同様の扱いとする（「5.休講について」参照）。

2. 受験上の注意

- (1) 履修登録した授業科目でなければ受験することはできない。
- (2) 試験時間割には、平常の授業と試験の曜日・時限・教室が異なる授業科目、他の科目と合同で試験を実施する授業科目があるので注意すること。
- (3) 受験の際には、必ず学生証を携帯し、試験時間中は常に机上に呈示しておかなければならない。
- (4) 学生証を携帯しない者は、いかなる事情があっても受験できない。学生証を忘失した者に対しては、試験期間中に限り特別に発行する「仮学生証（学内試験用）」（学生センター教務課で発行）を持参、呈示した場合に限り、受験を許可する。
- (5) 試験場における座席は、番号札もしくは本学備付六法の番号によって指定する場合がある。その場合、学生は入室時に必ず番号札もしくは本学備付六法を受け取り、指定された席に座らなければならない。また、番号札もしくは本学備付六法は監督者の指示に従い必ず返却しなければならない。
- (6) 試験教室に入室する際は、必ず携帯電話の電源を切った上、バッグ等の中にしまうこと。帽子・サン

グラス等も同様、バック等の中にしまうこと。

- (7) 着席後は、私語を慎み、筆記具その他予め許可されたもの以外を机上に置いてはならない。
- (8) 試験教室に入室した後、手洗い等のために一時退室することは一切認められない。
- (9) 試験開始後 20 分以上遅刻した者は受験を認めない。また、試験開始後 30 分を経過するまでは、試験場からの退出を許可しない。
- (10) 解答用紙には、最初にボールペンもしくは万年筆で学籍番号、氏名等所要事項を記入し、退出の際には、教卓、教壇等指示された場所に必ず提出しなければならない。解答を断念した場合も同様である。
- (11) 受験の途中で棄権する場合は、研究科、専攻、学年、学籍番号、氏名を正確に記載のうえ、科目担当教員が棄権したことを容易に確認できるように、解答用紙の表側に「棄権」と、大きく記載すること。

なお、「棄権」と記載した解答用紙を提出した学生は、当該科目の全ての権利を放棄したものとみなす。したがって、当該科目についての救済措置（追試験等）はいかなる場合もこれを行わない。

また、「棄権」した科目の成績評価は行わず、成績表にも記載されない。

3. 次の行為はこれを不正行為として学則第 70 条に基づき懲戒を加える。

不正行為があった場合には、訓告、停学又は退学とし、履修単位の無効措置の処分を行う。

- (1) 番号札もしくは本学備付六法を交換したり、これに応じたりすること。また、不正使用の目的をもって故意に番号札もしくは本学備付六法を持ち帰ること。
- (2) 持ち込みを許可されていないノート、教科書、参考書等を参照すること。
- (3) 持ち込みを許可された六法、辞書等に不正行為を目的として予め書き込みをすること。
- (4) 試験時間中にノート、教科書、参考書等を貸借すること。
- (5) 代理受験を依頼すること。および代理受験をすること。
- (6) 他人の答案をのぞき見て写したり、自己の答案を写させたりすること。
- (7) 試験内容に関する私語をすること。
- (8) 試験監督者の指示に従わないこと。
- (9) 以上の不正行為に類する行為をすること。

9. 追試験について

やむを得ない事情によって所定の日に試験を受けられなかった者で、所定の期日までに以下に示す詳細な理由を具して願ひ出た者に対し、研究科委員会の議を経て追試験を許可する場合がある。

1. 出願期間

- (1) 試験時間割が掲示された日から試験期間最終日の 3 日後まで（ただし、この「3 日」には、土曜日・日曜日・祝日は含まない）
- (2) 手続時間は下記のとおり
月～金曜日 8:50 ～ 16:00
土曜日 8:50 ～ 12:00
日曜日・祝日 閉室（ただし、8 月は土曜日も閉室）

2. 追試験対象科目

- (1) 第 1 学期学期末試験の追試験については、第 1 学期終了科目および通年科目
- (2) 学年末試験の追試験については、第 2 学期終了科目および通年科目
- (3) 掲示による事前周知のない試験科目は対象外とする。